



島根県報

令和2年11月20日（金）

第 160 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により採用ブランディング支援補助金の交付の対象等を定める告示	（雇 用 政 策 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林（3件）	（森 林 整 備 課）	3
解除予定保安林	（ " ）	5
指定施業要件の変更予定保安林	（ " ）	5
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の住所の変更	（建 築 住 宅 課）	6
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更	（ " ）	6
住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	（ " ）	6

【公 告】

学校法人の解散	（子ども・子育て支援課）	7
河川法の規定による簡易代執行の実施	（河 川 課）	7

【特定調達公告】

島根県立中央病院における人工呼吸器一式の調達に係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	8
------------------------------------	---------	---

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		10
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		11

告 示**島根県告示第666号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32条）第3条の規定により、採用ブランディング支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により採用ブランディング支援補助金の交付の対象等を定める告示（令和2年島根県告示第617号）は、廃止する。

令和2年11月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金等の名称

採用ブランディング支援補助金

2 交付の目的

中小企業等が女子学生を対象とした採用ブランディング（企業が求める人材を採用するための戦略及びその取組をいう。以下同じ。）に取り組む場合に、当該中小企業等に対してその経費の一部を補助することにより、中小企業等の採用力向上を図ることを目的とする。

3 交付の対象者

次に掲げる要件を全て満たす中小企業等（みなし大企業（採用ブランディング支援補助金交付要綱（令和2年10月2日付け雇第746号。以下「交付要綱」という。）第3条第2号に規定する「みなし大企業」をいう。）及び情報通信業を除く。）とする。

(1) 資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする企業については5,000万円、卸売業を主たる事業とする企業については1億円）を超えない企業又は常時雇用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする企業については50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする企業については100人）を常態として超えない企業であること。ただし、医療法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人その他の資本金のない事業者にあつては、常時雇用する従業員の数が300人以下であること。

(2) 次のアからエまでの要件を全て満たすこと。

ア 初任給（月額）

大学卒184千円（「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査における職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況」に基づく大学新卒（事務）初任給の平均値（島根県人事委員会調査）を参考とした額）以上であること。

イ 福利厚生

法律で定められた制度以外で独自の制度を設けていること。

ウ 採用計画

2022年から2024年までの3年間に1人以上、新規大卒等の正規職員の採用計画があること。

エ 採用実績

2021年内定並びに2019年及び2020年の新規採用実績（第二新卒（交付要綱第3条第4号に規定する「第二新卒」をいう。）を含む。）のうち、採用計画数に達していない年があること。

(3) コンサルティング会社と契約を締結し、採用ブランディング計画（補助事業を実施する年度（4月1日から翌年3月31日まで。）の前年度から起算して過去3年度間に策定した計画を含む。）を策定の上、取り組むこと。

(4) 県税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者（これらの営業の一部を受託するものを含む。）でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (7) この補助金の交付申請又は交付決定時点において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

4 交付の対象となる科目、補助対象経費及び対象事業期間

科目	補助対象経費	対象事業期間
委託料	女子学生をターゲットとした採用ブランディングを目的に契約する外部コンサルティング費用	補助金の交付決定の日から、交付決定の日の属する年度の3月15日まで
人件費	採用ブランディングの担当者として新たに採用する専任社員の給与費（手当等を除く。）	
採用ブランディング計画に基づく以下の経費		
広報費	・採用に係るパンフレット、チラシその他の資料の印刷費 ・人材確保を目的とした広告宣伝費 ・自社ホームページの改修費 ・就活サイト登録料	
備品購入費及び工事費	社内環境向上のための備品購入費及び工事費	
その他経費	上記に掲げるものの他採用ブランディングに要する経費	

5 補助金の額等

補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（額の算定に当たり千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）以内とし、交付上限額は3百万円とする。

島根県告示第667号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年11月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

仁多郡奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第668号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年11月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
仁多郡奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第669号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年11月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
仁多郡奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第670号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年11月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市内田町1025-1、1025-2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第671号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年11月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
邑智郡川本町大字三原767-2、767-5から767-7まで、768-1、768-6、777-5、777-7、777-8、778-5、778-6、779-3、779-5
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
邑智郡川本町大字三原767-2、767-5から767-7まで、768-1、768-6、777-5、777-7、777-8、778-5、778-6、779-3、779-5
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第672号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の住所の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年11月20日

島根県知事 丸山達也

名 称	住 所		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
株式会社国際確認検査センター	大阪府大阪市中央区北浜三丁目7番12号	東京都中央区京橋二丁目8番7号	令和元年5月1日

島根県告示第673号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年11月20日

島根県知事 丸山達也

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社東京建築検査機構	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	(構造判定事業部) 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 (T B T C名古屋構造センター) 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号 太陽生命名古屋第2ビル	(構造判定事業部) 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 (T B T C名古屋構造センター) 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号 太陽生命名古屋第2ビル (T B T C九州構造センター) 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号 (T B T C中国構造センター) 広島県広島市中区銀山町3番1号	令和2年4月1日

島根県告示第674号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月20日

島根県知事 丸山達也

- 支援法人の名称及び住所
社会医療法人清和会
浜田市港町293-2
- 支援業務を行う事務所の所在地
浜田市港町294-11

公 告

私立学校法（昭和24年法律第270号）第50条第1項第3号の規定により令和2年9月24日同法第3条の法人が解散したので、私立学校法施行細則（昭和25年島根県規則第105号）第4条第2項の規定により公告する。

令和2年11月20日

島根県知事 丸山達也

- 1 種別
学校法人
- 2 名称
学校法人アソカ幼稚園
- 3 解散事由
目的たる事業の成功の不能
- 4 所在地
島根県大田市大田町大田ハ181番地
- 5 理事長
松浦 英篤
- 6 設置する学校
アソカ幼稚園
- 7 役員
理事 9人
監事 2人

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和2年12月19日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年11月20日

島根県知事 丸山達也

- 1 河川名
 - (1) 二級河川十間川水系十間川（出雲市湖陵町差海地内）
 - (2) 二級河川十間川水系九景川（出雲市神西沖町及び西神西町地内）
- 2 当該措置を命ずべき者
次に掲げる沈船及び係留施設等の所有者、占有者その他権原を有する者
 - (1) 二級河川十間川水系十間川
差海大橋下流約20メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
 - (2) 二級河川十間川水系九景川
 - ア 九景橋下流約300メートルの右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
 - イ 九景橋下流約350メートルの右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
 - ウ 九景橋下流約363メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

3 当該措置の内容

当該沈船及び係留施設等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該沈船並びに係留施設及びその他附属物の放置が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第二課 電話 0853-30-5634

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年11月20日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

人工呼吸器 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和3年2月26日（金）

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4機械器具類」小分類「(1)医療機器」に登録されている者であること。

(5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (8) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営部業務課
電話 0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和2年11月20日から同年12月21日までの間（閉庁日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで電話連絡の上、F A Xで申し込むこと。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

- ア 提出期限

令和2年12月22日（火）午後5時まで

- イ 提出方法

持参又は郵送

- ウ 提出場所

(1)の問合せ先

- (5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

- ア 提出期限

令和3年1月6日（水）午前10時00分まで

- イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、令和3年1月5日（火）午後5時までに到着していること。

- ウ 提出場所

令和3年1月5日（火）午後5時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)のイの場所とする。

- (6) 開札の日時及び場所

- ア 日時

令和3年1月6日（水）午前10時00分

- イ 場所

島根県立中央病院 2階 会議室3

5 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : artificial respirator, 1 set

(2) Desired Date of Delivery : February 26, 2021

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan

(4) Bid Tendering Date and Time : 10:00 a.m. January 6, 2021

(Bids by Post must be received by 5:00 p.m. on January 5, 2021)

(5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan

TEL : 0853-30-6430

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであつ

たので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年11月20日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

(1) 国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
国民民主党島根県第2区総支部	珍部 芳裕	森本 秀歳	出雲市今市町771	令和2年10月19日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
国民民主党島根県総支部連合会	森本 秀歳	岩田 浩岳	松江市大正町446-23	令和2年10月16日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡田ともこ後援会	岡田 智子	岡田 美智子	隠岐郡隠岐の島町有木尼寺原68-6	令和2年11月5日
日本共産党たちばなふみ後援会	岩本 晃司	橘 幸子	松江市八束町入江183	令和2年10月20日
南浩二後援会	南 浩二	大北 順一	出雲市斐川町併川187-3	令和2年10月23日
宮本淳子後援会	宮本 淳子	宮本 淳子	松江市野原町109-1	令和2年10月22日

島根県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年11月20日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
田中武夫後援会	隅田 智司	主たる事務所の所在地	安来市清井町632番地	安来市飯島町411	令和2年10月21日